

簡易専用水道の管理について

長岡京市上下水道部
水道施設課

1 簡易専用水道とは

市町村などの水道から供給を受ける水のみを水源とし、この水を一旦受水槽に受けた後、建物内の各場所に給水する水道で、受水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超えるものを『簡易専用水道』とといいます。（水道法第3条第7項）

ただし、次の場合は簡易専用水道に該当しません。

- ・全く飲み水として使用しない場合
- ・受水槽に貯める水の全部又は一部が水道水以外の場合

2 受水槽の有効容量とは

受水槽の有効容量とは、受水槽の容量のうち、有効に使用しうる部分の容量をいいます。（通常はオーバーフロー管の下端が最高水位、揚水管の上端が最低水位となり、その間に貯留される容量）
なお、高置水槽の容量は含みません。

3 簡易専用水道の維持管理

簡易専用水道の管理が不適切な場合、病原性生物による汚染や異物の混入などの問題が生じることがあります。このことは、利用者の健康や日常生活に直接影響を及ぼしますので、いつでも安全で衛生的な水が供給されるよう、水道法により、維持管理のための管理基準を守ること、定期検査を実施すること、などが義務付けられています。

(1) 管理基準を守ること（水道法34条の2第1項の規定による日常の管理基準）

ア 水槽の掃除

水槽（受水槽・高置水槽）の掃除を毎年1回以上、定期に行ってください

（掃除の内容は別表1を参照。）。

イ 点検・汚染防止措置

水槽の亀裂等によって有害物質や汚水等による汚染が生じないように点検を行い、欠陥を発見したときは速やかに改善して下さい（点検記録票の例を別表2に示す。）。

凍結、大雨等水質に悪い影響を与える恐れのある事態が発生したときも速やかに点検を行って下さい。

ウ 水質検査の実施

給水栓における水の色、濁り、におい、味等の外観や消毒効果に常に注意して下さい（水質検査記録票の例を別表3に示す。）。

水質に異常があると感じたときは、必要な検査を実施し、その安全性を確認する必要があります（水質分析機関(指定検査機関等)に必要な項目の分析を依頼する。必要な検査項目は別表3の欄外に例示。）。検査の結果異常があるときは、次の「エ 給水の緊急停止」等必要な対策を採るとともに、直ちに長岡京市に連絡して下さい。

夏休み等長時間受水槽を使用しない施設については、残留塩素が消滅している可能性がありますので、使用前に滞留水を放水するなどし、給水栓水に残留塩素があることを確認してから使用して下さい。

エ 給水の緊急停止

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、この旨を利用者等の関係者に周知して下さい。また、同時に長岡京市にその状況を連絡して下さい。

(2) 定期(法定)検査を受けること

(水道法第34条の2第2項の規定による簡易専用水道の定期検査)

簡易専用水道の設置者は、毎年1回以上、定期的に厚生労働大臣の指定する者（指定検査機関）の検査を受けなければなりません。衛生管理のためにとっても重要な検査ですので、必ず受けて下さい。

指定検査機関から改善等の助言を受けたときは、すみやかに改善等を行って下さい。また、長岡京市の指導があった場合はそれに従って下さい。

◎指定検査機関及びその連絡先

一般財団法人 関西環境管理技術センター	大阪府大阪市西区川口二丁目九番十号 http://www.ematec.or.jp/	06-6583-3262
公益社団法人 京都保健衛生協会	京都府京都市南区西九条西柳ノ内町二十八番地の二 http://www.ki-phs.or.jp/	075-681-1727
一般社団法人 京都微生物研究所	京都府京都市山科区川田御出町3番地の4 https://kml.kyoto/	075-593-1441
日本水処理工業株式会社	大阪府大阪市北区菅原町8番14号 http://www.mizu-shori.com/	06-6363-6330

奈良アクア・ラボ株式会社	奈良県奈良市大宮町3丁目4番24号大西ビル403号 http://naraaqua.com/	0742-81-8668
日東化学工業株式会社	福岡県北九州市小倉南区徳吉東4丁目9番1号 http://www.nitto-ci.com/	093-451-2711
株式会社 総合水研究所	大阪府堺市堺区神南辺町一丁4番地6 http://www.mizuken.com/	072-224-3532
株式会社 西日本技術コンサルタント	滋賀県草津市矢橋町御種子池649番地 http://www.ngcon.co.jp/	077-562-4943
エスク株式会社	大阪府大東市三箇四丁目18番18号 http://esc-g.co.jp/	072-871-1065
株式会社 日吉	滋賀県近江八幡市北之庄町908番地 http://www.hiyoshi-es.co.jp/	0748-32-5111
株式会社 ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南二丁目9番2号 http://www.ks-bunseki.com/	0721-20-5611
株式会社 近畿環境衛生センター	奈良県奈良市東九条町748番地の1 http://www.kinkan.jp.net/	0742-63-5288
日本メンテナンスエンジニアリ ング株式会社	大阪府大阪市北区同心一丁目7番14号 http://www.jme-net.co.jp/	06-6355-3000
株式会社 総合保健センター	岐阜県可児市川合136番地8 http://www.ghl-sougouhoken.co.jp/	0574-63-7703
株式会社HER	兵庫県加西市網引町2001番地39 http://www.her.co.jp/	0790-49-3220
日本生活サービス	滋賀県甲賀市甲南町宝木7番地2	0748-86-5099

令和5年7月1日現在

4 簡易専用水道の設置等の報告

長岡京市では、別添の長岡京市簡易専用水道管理運営指導要綱に基づき、設置者の方に簡易専用水道を設置するとき、構造を変更するときなど、長岡京市水道事業管理者に報告をしていただくようお願いしています。

(1) 簡易専用水道設置報告書

設置者が簡易専用水道を使用して給水を開始しようとするとき。

(2) 簡易専用水道構造等変更報告書

設置者が簡易専用水道の主要な施設の位置及び構造を変更しようとするとき。

(3) 簡易専用水道氏名等変更届

設置者の住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を変更したとき。

(4) 簡易専用水道休止（廃止）報告書

簡易専用水道の使用を長期にわたり休止し、又は廃止したとき。

(5) 水質検査結果報告

水質に異常があると感じて、その安全性を確認するため水質検査を実施したとき（「3（1）ウ」の水質検査）

(6) 給水停止（水質事故）報告書

供給する水が人の健康を害するおそれがあるため給水停止措置を行ったとき（「3（1）エ」の緊急停止）、又は給水の水質に関する事故が発生したとき。

また、報告書の書類、図面、法定検査、掃除の記録等については、次のとおり保存して下さい。

◎帳簿書類と保存年限

帳簿の種類	保存年限
簡易専用水道設置等報告書(建築物の位置図、受水槽、高置水槽の配置図及び構造図も含む)	永年
給水設備の系統図	永年
定期検査の記録(水道法第34条の2第2項の検査)	5年
掃除の記録(掃除実施日・実施期間・消毒方法)	5年
日常の点検記録	5年
水質検査結果	5年
給水停止措置の記録	5年
給水の水質に関する事故の記録	5年

注) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用のある簡易専用水道については、同法の規定により備え付けを義務付けられている帳簿書類に該当するものがあれば、それに替えることができる。

別表1 水槽の掃除の方法

- 1 簡易専用水道の設置者は、水槽の掃除を毎年1回以上、定期的に行う。
- 2 消防用設備等と共用されている簡易専用水道の掃除に当たって水槽内の水を抜く等により消防用設備等の機能が低下する恐れのあるときは、あらかじめ現地消防機関に連絡する等不測の事態に対する配慮を行う。
- 3 水槽の掃除方法は次のとおり（「建築物における衛生的環境の維持管理について」（昭和58年3月厚生省環境衛生局長）の抜粋による。）
 - ア 水槽の掃除を行うに当たっては次の点に留意すること。
 - 高置水槽又は圧力水槽の掃除は原則として受水槽の掃除と同じ日に行うこと。
 - 作業者は常に健康状態に留意するとともに、おおむね3ヶ月ごとに健康診断を受けるようにし、健康状態の不良の者は作業に従事しないこと。
 - 作業衣及び使用器具は、貯水槽の掃除専用のものであること。また、作業に当たっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにすること。
 - 貯水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。
 - 壁面等に付着した物質の除去は、貯水槽の材質に応じ、適切な方法で行うこと。
 - 掃除終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽内に流入しないようにすること。
 - イ 貯水槽内の消毒は原則として次の要領に従い行うこと。
 - 消毒薬は有効塩素50～100ppmの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。
 - 消毒は、貯水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行うこと。
 - 上記の方法により2回以上消毒を行うこと。
 - 消毒後の水洗い及び貯水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行うこと。
 - ウ 貯水槽の水張り終了後、「中央管理方式の空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準(告示)に規定する別に定める基準について」（昭和58年環企第27号厚生省環境衛生局長）の基準（下表）に従い、給水栓及び貯水槽における水について、水質検査及び残留塩素の測定を行うこと。
 - エ 貯水槽の掃除終了後、掃除業者から作業報告書を提出させ、所定の作業が行われているかどうかを確認するとともに、報告書を5年間保管すること。

消毒終了後の水質検査項目

項目	基準	検査又は測定方法
色度	5度以下	水質基準に関する省令に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法
濁度	2度以下	
臭気 味	異常でないこと。 (ただし、消毒によるものを除く。)	
残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は0.2ppm以上 結合遊離塩素の場合は1.5ppm以上	原則としてDPD法

参考) 水槽の掃除の委託先については、法的な資格要件は特に求められていないが、例えばビル管理法第12条の2の規定により都道府県知事の「建築物飲料水貯水槽清掃業」の登録を受けた者などがある。

参考URL <http://www.pref.kyoto.jp/seikatsu/kenchikubutsu.html>

別表2 簡易専用水道・自主点検記録票の例（ 年）

施設名		点検者名	
-----	--	------	--

点検項目		点検月日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備 考
		(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	
水槽の点 検 (受水槽・高 置水槽)	水槽にヒビ割れはないか														
	外部からの汚水等に汚染されていないか														
	水槽内に異物の混入はないか														
その他の衛 生管理	受水槽周辺の整理、整頓は完全か														
	水槽のマンホールは点検を行う者以外容易に開閉できないものであるか														
	水槽のマンホールの破損、さび等はないか、防水は完全か														
	オーバーフロー管、通気管等の防虫網は完全か														
受水槽、高置水槽の清掃予定及び実施（年1回）															
水道法第34条の2第2項による定期検査予定及び実施															
水道水の外観（1日1回）		末端給水栓（蛇口）で水の色、濁り、臭い、味等の外観に注意し異常が続く場合は水道法に基づく水質基準を参考として水質検査を実施すること。													

